

児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ

- あなたは、現況届を提出することとされている令和元年8月において、児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当しています。
- この場合、下記の1又は2により必要な書類を提出していただければ、8月以降も、7月以前と同様に児童扶養手当を受給することができます。

※ 所得の状況や家族の状況等に変化があった場合は、この限りではありません。

- 1 下記の①～⑤のいずれかの事由に該当する場合には、令和元年8月1日から8月30日までの間に、現況届とあわせて、別添の「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」及び関係書類（以下「必要書類」という。）を弟子屈町役場まで持参してください。

※ 裏面の注意事項をよく読み、下記の①～⑤に関する状況を確認するために必要な書類を添付してください。

- ① 就業している。
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

- 2 上記の①～⑤に該当しない方は、8月中の現況届提出時に、弟子屈町役場健康こども課窓口でご相談ください。その上で、求職活動等を行った場合には、9月末日までに必要書類を下記郵送先（来庁先）まで郵送又は持参してください。
※ 4月～7月の間で5年等満了月を迎えた方々には、以前この書類を提出していただきましたが、この書類は現況届時にも提出しなければなりませんので、今回も前回同様、提出をお願い致します。

- 上記の手続きを行わなかった方は、令和元年8月分から児童扶養手当の2分の1が支給停止となる可能性がありますので、不明な点などがある場合には必ず下記来庁先（町村）の担当窓口までご連絡ください。

〒088-3292
川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
弟子屈町役場 健康こども課 こども支援係
電話 482-2935

注1 「児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件」とは、次の要件のことを指します。

- ① 支給開始月の初日から起算して5年
- 〔平成15年4月1日において現に手当の支給を受けている者については、平成15年4月1日から起算して5年〕
- または
- ② 手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年
- 〔平成15年4月1日において手当の支給要件に該当している者については、平成15年4月1日から起算して7年〕

のうちいずれか早い方を経過したとき。

ただし、手当の認定請求(額改定請求を含む。)をした日(平成15年4月1日において現に手当の支給を受けている者の場合は同日)において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとします。

注2 「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に添付する関係書類は、次の①～④のいずれかを指します。

- ① あなたが就業している、又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は次のいずれかの書類
- 雇用されている場合は、雇用証明書、賃金支払明細書の写し、健康保険証の写しなど
 - 自営業の場合は、自営業従事申告書など
 - 求職活動等を行っている場合は、
 - ・求職活動等申告書及び申告内容に関する証明書
 - ・雇用保険法に規定する求職者給付(傷病手当を除く)を受給している場合は、受給資格者証の写しなど
 - 公共職業訓練を受けている場合は、職業安定所による受講指示書の写しなど
 - 職業能力の開発及び向上のため専修学校その他養成機関に在学している場合は、在学証明書など
- ② 身体上又は精神上的の障害を有している場合は次のいずれかの書類
- 身体障害者手帳1～3級のいずれかの写し
 - 療育手帳(A)の写し
 - 精神障害者手帳1級、2級のいずれかの写し
 - 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態(右記〔参考〕を参照)に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真
- ③ 負傷・疾病等により就業することが困難な場合は次のいずれかの書類
- 特定疾患医療受給者証の写し
 - 特定疾病療養受療証の写し
 - 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書
 - ※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。
 - ※ かかりつけ医がない場合は、市町村の窓口にご相談の上、必要に応じ、保健所等の公的な相談窓口にご相談してください。
 - その他、負傷・疾病等により就業が困難であることを明らかにできる書類
- ④ あなたが監護する児童又はあなたの親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等にあることにより、あなたがこれらの方の介護を行う必要があり、就労が困難であ

る場合は、児童や親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等にあることを確認できる次のいずれかの書類に加えて、あなたが介護を行わなければならない事情を明らかにできる書類(民生委員の証明など)

- 身体障害者手帳1～3級のいずれかの写し
- 療育手帳(A)の写し
- 精神障害者手帳1級、2級のいずれかの写し
- 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真
- 特定疾患医療受給者証の写し
- 特定疾病療養受療証の写し
- 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書
 - ※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。
 - ※ かかりつけ医がない場合は、市町村の窓口にご相談の上、必要に応じ、保健所等の公的な相談窓口にご相談してください。
- 親族が要介護状態にあることを明らかにできる書類
- 児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等に類する状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

注3 「注2」に掲げる関係書類については、令和元年6月から令和元年8月末日までの間のいずれかの時点におけるあなたの状況が明らかとなるものを添付してください。

〔参考〕児童扶養手当法施行令別表第1

- 一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
 - 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 四 そしゃくの機能を欠くもの
 - 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 九 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。